

## 「開発許可制度等に関する審査基準集の解説」新旧対照表

改正後の審査基準の解説	従来の審査基準の解説				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">社会福祉施設等に併設される居宅サービス、居宅介護支援、 介護予防サービス又は介護予防支援の事業の用に供する施設</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">法 3 4 条 1 号  法 3 4 条 1 4 号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">◎ 立地基準編第 2 章第 1 節 [審査基準 2] (P13~P17) ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 5 (P79) 提案基準 2 0 (P86・P87) 提案基準 3 6 (P114・P115) 提案基準 3 7 (P116・P117) 提案基準 3 8 (P118・P119)</p> <p style="margin-top: 10px;">医療施設又は社会福祉施設等に併設される居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービス又は介護予防支援の事業の用に供する施設の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p style="margin-top: 10px;">介護保険法第 8 条に規定する居宅サービス（訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売）及び居宅介護支援、並びに同法第 8 条の 2 に規定する介護予防サービス（介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売）及び介護予防支援は、社会福祉法第 2 条第 2 項にいう第 1 種社会福祉事業又は同条第 3 項にいう第 2 種社会福祉事業に位置付けられていないが、法 3 4 条 1 号又は法 3 4 条 1 4 号の規定により立地が認められる医療施設又は社会福祉施設等に併設（建築基準法上不可分な関係）され、かつ、その規模が当該医療施設又は社会福祉施設等の規模に照らして適正であると認められる場合は、それらの用途に包含されるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p style="margin-top: 10px;">＜留意事項＞ ア 「医療施設」とは、病院及び診療所をいう。 イ 「社会福祉施設等」とは、老人福祉法に規定する老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設及び有料老人ホーム並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 0 号に該当しない介護老人保健施設を含む。）をいう。 ウ 「居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービス又は介護予防支援の事業の用に供する施設」とは、それらの事業を行うために必要不可欠と認められる事務室等（設備、備品の収納スペースを含む。）をいう。 エ 「その規模が当該医療施設又は社会福祉施設等の規模に照らして適正」とは、主たる施設である医療施設又は社会福祉施設等に付随すると認められる合理的な規模であること。</p>	社会福祉施設等に併設される居宅サービス、居宅介護支援、 介護予防サービス又は介護予防支援の事業の用に供する施設	法 3 4 条 1 号  法 3 4 条 1 4 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">社会福祉施設等に併設される居宅サービス又は居宅介護支援の事業の用に供する施設</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">法 3 4 条 1 号  法 3 4 条 1 4 号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">◎ 立地基準編第 2 章第 1 節 [審査基準 2] (P13~P17) ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 5 (P79) 提案基準 2 0 (P86・P87) 提案基準 3 6 (P114・P115) 提案基準 3 7 (P116・P117) 提案基準 3 8 (P118・P119)</p> <p style="margin-top: 10px;">医療施設又は社会福祉施設等に併設される居宅サービス又は居宅介護支援の事業の用に供する施設の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p style="margin-top: 10px;">介護保険法第 8 条に規定する居宅サービス（訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売）及び居宅介護支援は社会福祉法第 2 条第 2 項にいう第 1 種社会福祉事業又は同条第 3 項にいう第 2 種社会福祉事業に位置付けられていないが、法 3 4 条 1 号又は法 3 4 条 1 4 号の規定により立地が認められる医療施設又は社会福祉施設等に併設（建築基準法上不可分な関係）され、かつ、その規模が当該医療施設又は社会福祉施設等の規模に照らして適正であると認められる場合は、それらの用途に包含されるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p style="margin-top: 10px;">＜留意事項＞ ア 「医療施設」とは、病院及び診療所をいう。 イ 「社会福祉施設等」とは、老人福祉法に規定する老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設及び有料老人ホーム並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 0 号に該当しない介護老人保健施設を含む。）をいう。 ウ 「居宅サービス又は居宅介護支援の事業の用に供する施設」とは、それらの事業を行うために必要不可欠と認められる事務室等（設備、備品の収納スペースを含む。）をいう。 エ 「その規模が当該医療施設又は社会福祉施設等の規模に照らして適正」とは、主たる施設である医療施設又は社会福祉施設等に付随すると認められる合理的な規模であること。</p>	社会福祉施設等に併設される居宅サービス又は居宅介護支援の事業の用に供する施設	法 3 4 条 1 号  法 3 4 条 1 4 号
社会福祉施設等に併設される居宅サービス、居宅介護支援、 介護予防サービス又は介護予防支援の事業の用に供する施設	法 3 4 条 1 号  法 3 4 条 1 4 号				
社会福祉施設等に併設される居宅サービス又は居宅介護支援の事業の用に供する施設	法 3 4 条 1 号  法 3 4 条 1 4 号				